

県北広域振興局長告示第28号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した総合的設計による建築物に係る一団地の区域及び縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年5月17日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 対象区域 九戸郡野田村大字野田第21地割字日向下369番ほか
- 2 縦覧場所 県北広域振興局土木部